

○亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱

平成22年3月31日

告示第56号

改正 令和2年3月2日告示第29号

(目的)

第1条 この告示は、市道等の維持管理を行う自治会に対し、修繕工事に要する費用の一部を補助することにより、市道等を良好な状態に維持し、安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「市道等」とは、市道及び道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路である公共用財産をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市市道等維持管理工事補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、交通量の少ない市道等について自治会が行う維持修繕工事又はコンクリート舗装工事であって、重機及び土砂等運搬車両（以下「重機等」という。）の使用が必要な工事（以下「工事」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、工事の実施のために使用する重機等の借上げ（オペレーター等を含む。）の額とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、1件につき60万円を限度とする。

(補助回数)

第6条 補助金は、1自治会につき毎年度2回を限度として交付する。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会の代表者は、あらかじめ、市道

等維持管理工事補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、市道等維持管理工事補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（完了の報告等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事が完了したときは、市道等維持管理工事完了報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、亀山市市道等維持管理工事補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に補助金の交付の請求をしなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日告示第29号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

令和 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

申請者

自治会名

自治会長

※自治会長が署名しない場合は、  
記名押印してください。

市道等維持管理工事補助金交付申請書

亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱第7条の規定により、亀山市市道等維持管理  
工事補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

1 道路名

2 施行場所

3 工事を必要とする理由

4 施行内容

5 工事に必要な重機等

6 申請額 円

7 添付書類

位置図、写真、工法図、重機(オペレーター等を含む。)の借上げ料の見積書等

様式第2号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

申請者

自治会名

自治会長

亀山市長



市道等維持管理工事補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市市道等維持管理工事補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 決定区分

可とする

一部可とする

否とする

（一部可又は否とする理由

2 交付決定額

円

様式第3号(第9条関係)

令和 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

申請者

自治会名

自治会長

※自治会長が署名しない場合は、  
記名押印してください。

市道等維持管理工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた  
工事が完了したので、亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱第9条の規定により、次  
のとおり報告します。

1 道路名

2 施行場所

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類

工事完成写真、施工中の写真、重機(オペレーター等を含む。)の借上げ料の領収  
書、その他

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

亀山市長 様

申請者

自治会名

自治会長

※自治会長が署名しない場合は、  
記名押印してください。

市道等維持管理工事補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた亀山市市  
道等維持管理工事補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 円

振込先

金融機関	銀行 農協	支店
口座種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

(令 2 告示 2 9 ・一部改正)

様式第 4 号 (第 1 0 条関係)